

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画し、お互いの個性や能力を認め合い、ともに歩んでいける社会の実現を目指して、「高梁市男女共同参画推進条例」第3条において次の6つの基本理念を定めています。

- ① 一人ひとりが互いを大切に、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- ③ 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- ⑤ 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- ⑥ 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

2. 基本目標

6つの基本理念のもとに、次の3つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、ともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していくことが必要です。

様々な場面において、男女共同参画の視点に立った広報、啓発を行い、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

一人ひとりの人権を尊重した適切な支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、あらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりを推進し、被害者への支援体制の充実を図っていきます。

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

豊かで活力ある持続可能なまちづくりを進めるために、あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりを推進します。

また、誰もが男女の区別なく一人の人間として多様なライフスタイルを選択できるよう、行政・事業者・労働者が一体となって、男女がいきいきと活躍できる社会づくりを進めます。